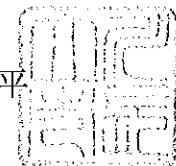




立行総第 4886 号
平成 28 年 2 月 15 日

立川市議会議長
須崎 八朗 殿

立川市長 清水 庄平



文書質問回答書

平成 28 年 2 月 4 日付け立議第 2267 号で送付のあった文書質問書につきまして、次のとおり回答いたします。

記

1 質問項目及び内容

「立川市職員に生活保護者が殺された！真相を追及して公開、処分してほしい」と、亡くなった人の名前を記述し、「[REDACTED] のアパートで [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に自殺した」と書かれた告発文書が会派に届きました。事実を明らかにし、事実であれば、再発防止を図っていただきたいと考えます。よって、以下の点について、明らかにしてください。

- ①亡くなられた方は、いつから生活保護を受けていたのか。
- ②この方への「就労指導」はいつ（何年何月何日）、どのような内容で行われたのか。文書による指導だったのか、口頭による指導だったのか。
- ③この方が、「指導に従わなかった」と判断したのは、どのような根拠か。
- ④この方の保護をいつ廃止にしたのか。停止ではなく、廃止としたのはなぜか。
- ⑤保護を廃止するにあたって、この方に弁明の機会を与えたのか。
- ⑥この方が亡くなっているのを発見したのは、いつで、だれが、どこで発見したのか。
- ⑦この方の死を「自殺」と判断した根拠は何か。遺書があったのか。あったとすれば内容はどのような内容だったのか。
- ⑧この方の「自殺」の原因について、どのように見ているのか。うつ病などの精神的な病気はなかったのか。調査はしたのか。

⑨生活保護を受けていた方が、保護を廃止された直後に「自殺」したという事が事実とすれば、どのような見解を持っているのか。再発防止はどのように行う考えか。

2 質問の趣旨及び理由

生活保護受給者が、保護を廃止された直後に「自殺」したという事が事実なのか確認したいと考えます。事実であれば、なぜ「自殺」したのか原因を究明し、二度とこのようなことが起こらないように、再発防止策を実施すべきと考えます。

3 回 答

立川市情報公開条例第7条第2号に掲げる「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、質問に関する情報を提供し、回答することはできません。

4 担当部署

福祉保健部生活福祉課